

平成 24 年（ワ）第 213 号，平成 25 年（ワ）第 131 号，第 252 号
平成 26 年（ワ）第 101 号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 473 名

被 告 東京電力株式会社

準 備 書 面 （94）

平成 27 年 4 月 22 日付「ご連絡」（求釈明事項）に対する回答

2015（平成 27）年 4 月 30 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝

山本邦
安藤清
代

同 広 田 次

男

山本邦
安藤清
代

同 鈴 木 堯

博

山本邦
安藤清
代

同 清 水

洋

山本邦
安藤清
代

同 米 倉 勉

勉

山本邦
安藤清
代

同 鳥 飼 康

二

山本邦
安藤清
代

同 市 野 綾

子

山本邦
安藤清
代

同 山 田 大

輔

山本邦
安藤清
代

本書面では平成27年4月22日付求釈明事項（以下「本件求釈明」という。）及び本件求釈明の注に対し、以下のとおり原告らの考え方を述べる。

第1 故郷喪失慰謝料、故郷変質慰謝料及び避難慰謝料の相互関係等について

1 各慰謝料の内容及びその算定基礎となるべき具体的事実（本件求釈明第1，1，（1））

（1）避難慰謝料について

避難慰謝料は、避難先における著しい生活阻害を生じさせる次のアからキの事実により、原告らに生じた心身の苦痛、不安、不便、不自由などの精神的損害を慰謝するためのものである。

- ア 避難先住居での生活の限界
- イ 見知らぬ土地での生活上の不安
- ウ 被ばくによる不安・差別
- エ 仕事の喪失
- オ 家族の離散
- カ 被害者同士の軋轢
- キ その他（精神的、身体的不調など）

上記のアからキの事実は、慰謝料算定に当たり原告らの損害を評価する際の単なる視点（本件求釈明の注1）ではなく、避難慰謝料の発生根拠である精神的苦痛を基礎づける具体的な事実である。慰謝料（損害額）の算定根拠となる具体的な事実である以上、各慰謝料について、侵害された権利の価値を法的・規範的に評価しうるだけの具体的な事がそれぞれ「損害事実」として摘示されていなければ、司法判断をなしえないからである（このことは、以下の故郷喪失慰謝料・故郷変質慰謝料に関しても同様である。）。

また、これらの事実は、必ずしも全ての項目が全原告に共通して認められなければならないものではない（準備書面 46・6 頁）。

（2）故郷喪失慰謝料

故郷喪失慰謝料は、本件事故前の居住地（故郷）から避難せざるを得なかったことにより、当該地域における次の①ないし⑤その他日常生活の全般を奪われたことによって原告らが受けた、無形の損害及び精神的苦痛を慰謝するためのものである。

- ① 地域社会生活（地域生活利益¹を含む）
- ② 家庭・自宅での生活
- ③ 職業生活
- ④ これら①から③及び⑤その他日常生活全般を通じての精神的拠り所としての故郷という価値
- ⑤ 自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値

本件事故前の故郷における上記①～⑤ないしその他を喪失したことは、慰謝料算定に当たり原告らの損害を評価する際の単なる視点（本件求釈明の注 1）ではなく、故郷喪失慰謝料の発生根拠である無形の損害及び精神的苦痛を基礎づける具体的な事実である。

また、これらの事実は、必ずしも全ての項目が全原告に共通して認められなければならないものではない（準備書面 46・15 頁以下）。

（3）故郷変質慰謝料

故郷変容慰謝料は、故郷喪失慰謝料の一類型であり、故郷に戻ったとしても、本件事故前の居住地（故郷）の状況が、自然環境の汚染、住民の流出、インフラ設備その他の社会的機能の喪失・劣化、

¹ 地域生活利益とは、準備書面 46・9 頁にあげた、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・維持機能を含む多様な法的利益のことである。

地域コミュニティの衰退などによって全面的に変質・変容されたことにより、本件事故前の次の①から⑤その他の日常生活全般を損なわれた事実及び、⑥から⑧の事項が発生する事実によって原告らに生じる、無形の損害及び精神的苦痛を慰謝するためのものである。

- ① 地域社会生活（地域生活利益²を含む）
- ② 家庭・自宅での生活
- ③ 職業生活
- ④ これら①から③を通じての精神的拠り所としての故郷という価値
- ⑤ 自然とかかわり自然の恩恵を享受する価値
- ⑥ 被ばくの不安
- ⑦ 生活行動の制限
- ⑧ 復旧に多大な努力と苦痛を強いられること

上記の①から⑧の事実は、慰謝料算定に当たり原告らの損害を評価する際の単なる視点（本件求釈明の1）ではなく、故郷変質慰謝料の発生根拠である精神的苦痛を基礎づける具体的な事実である。

また、これらの事実は、必ずしも全ての項目が全原告に共通して認められなければならないものではない（準備書面46・15頁以下）。

（4）各慰謝料の相互関係

ア 避難慰謝料と故郷喪失慰謝料・故郷変質慰謝料の関係

上記（1）から（3）で論じたとおり、避難慰謝料は、避難先における、アからキの著しい生活阻害が生じたことにより生じる精神的苦痛を慰謝するものである。

他方、故郷喪失慰謝料及び故郷変質慰謝料は、本件事故前の故郷に

² 注1に同じ

おける上記(2)(3)の①から⑤が奪われ(故郷喪失慰謝料),また,
これに(3)の⑥から⑧の事実が加わることにより(故郷変質慰謝料)
生じる無形の損害及び精神的苦痛を慰謝するためのものである。

精神的損害は、その無形の損害及び精神的苦痛を生じる原因たる事
実により区別することができるのであり、避難慰謝料と、故郷喪失慰
謝料・故郷変質慰謝料は、これらの精神的損害を生じさせる事実が違
うのであるから、全く異なる損害である。

なお、本件求釈明の注1では、原告らの主張について、「全原告に共
通する事実として、本件原発事故に伴う放射線による汚染に加え、本
件原発事故前の居住地域から法律上ないし事実上強制的に引き離さ
れ、他所で生活を送らざるを得ない状況におかれたことが考えられる。

(中略)。同一の事実を対象としつつも焦点の當て方が異なるために、
2つの慰謝料に分かれている」とされている。

しかし、このような理解は、たとえば、交通事故による入通院慰謝
料と後遺症慰謝料がいずれも発生する人について、「交通事故により
怪我したこと」という同一の事実があり、入通院慰謝料と後遺症慰
謝料は、その同一の事実を対象としつつ、焦点の當て方が違うから2
つの慰謝料に分かれていると理解するようなものであり、原告らの主
張とは異なるものである。

原告らの主張する避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は、負傷ないし入通
院生活による心身の苦痛に対する慰謝料と、後遺症に対する慰謝料の
ように、異なる事実に基づく慰謝料であるから、別々に評価されなけ
ればならない。

極論をいえば、避難先での生活に全く苦痛がないような特段の事情
がある人であれば、避難慰謝料は発生しないが、故郷喪失慰謝料は發
生する、ということもあり得る。また、移住等によって、避難生活が

終了したとしても、故郷喪失に伴う精神的苦痛は慰謝されることにはならない。このように、それぞれの精神的損害の発生原因は、相互に無関係な各事実なのである。

イ 故郷喪失慰謝料と故郷変質慰謝料の相互関係

故郷変質慰謝料は、故郷喪失慰謝料の一類型の慰謝料であって、別個独立の損害項目ではない（この点に関する準備書面 46, 50 及び 90 の主張は、本書面をもって、再整理する）。

すなわち、避難を続ける多くの原告らは、本訴訟の口頭弁論終結時には、5年を超える避難生活を送ることになると予想されるところ、この5年という期間は、社会通念上帰還が可能な、現実的・合理的な期間を徒過している（準備書面 46・23 頁）。そうすると、避難を続ける原告らにとって、故郷は喪失したと評価されることになる³。

ここで問題となるのが、それでも現実に帰還した場合、あるいは近い将来帰還することを予定している場合、故郷は喪失していないのではないか、という点である。

確かに、避難前の「住所」に戻ることはできる。しかし、故郷とは地理的な意味だけではない。故郷喪失は、本件事故前の故郷から場所的に離されることにより、本件事故前における上記①～⑤及びその他日常生活全般の利益を失うのか（故郷喪失慰謝料）、これらが毀損ないし変質・変容されるのか（故郷変質慰謝料）という違いであり、損害の実質において共通している。すなわち帰還した原告らにとっても、帰還した先の地域や自宅においては、コミュニティや居住環境、職場、自然環境その他の事情の一切が毀損ないし変質・変容されて、本件事

³ 被告は、既に避難指示が解除された区域の原告については、避難を続けることに合理性は見出せない（故郷喪失は観念できない）と主張するかもしれないが、原告らは、今後、既に解除された区域について、避難継続の合理性に関する主張立証を行う予定である。

故前の故郷とは異なっており、それは、もはや本件事故前と同じ「故郷」とはいえない。本件事故前の故郷と帰還後の故郷とは、地理的な場所が同じではあるものの、原告らを取り巻く様々な環境（故郷変質の①～⑧の事実）は、本件事故前と大きく異なるものである。

このように故郷喪失慰謝料も故郷変質慰謝料も、本件事故前の故郷での①～⑤を失ったことが前提となるものである。

したがって、故郷変質慰謝料は、「本件事故前の故郷」を失ったという点において、故郷喪失慰謝料と同質な、故郷喪失慰謝料の一類型である⁴。

本件訴訟において、故郷喪失慰謝料を請求している原告が、仮に本件訴訟係属中、本件事故前の居住地に帰還した場合には、慰謝料額（2000万円）はそのまま維持し、故郷変質慰謝料を基礎づける損害事実を追加して主張することになる。

2 本件求釈明「第1，1，(2)の1つ目の項目」（故郷喪失慰謝料は一回的・包括的に評価・算定されるのか、日々継続して発生するものとして評価・算定されるのか）

「故郷喪失」の損害は、一回的・包括的に発生する。その発生時期は、避難の開始時である。被害者らは避難の開始時から、故郷での様々な利益（①～⑤その他）を喪失しているからである。

但し、避難開始の時点ないしその直後の段階では、その後の事態は判断できないことから、その後、社会通念上帰還が不可能になったと

⁴ 同質であれば、「故郷喪失」「故郷変質」を使い分ける実益は無いのではないかとの疑問が生じるかもしれない。しかし、帰還した場合に当然に想定される被告からの反論に答えるため、変わり果てた故郷は元の故郷ではないこと主張立証する趣旨で「故郷変質」という一類型を設けた。また、故郷変質を主張立証する際には、上記の⑥～⑧の事実も加わるので、「故郷喪失」「故郷変質」を使い分ける実益はある。

評価された時点で、「故郷喪失」は一回的・包括的に確定する。

このような理解は、交通事故における後遺障害慰謝料の考え方とも一致する。すなわち後遺障害は、治療期間を経て、症状固定の判断によってその時点で確定するが、後遺症による損害の発生時は事故時に遡ると解されているのと同様である。

3 本件求釈明「第1，1，(2)の2つ目の項目」(故郷喪失慰謝料の額の算定において、避難期間の長短や帰還の見通しは影響を与えるか)

故郷喪失慰謝料の額の算定において、避難期間の長短や帰還の見通しは影響を与えない。前述のとおり、故郷喪失慰謝料は、客観的に、社会通念上従来の故郷に帰還が不可能になったかどうかによって故郷の喪失という損害の発生が決まるのであり、そのような損害が生じた以上、その後の帰還の見通し及び避難期間の長短は意味を持たない。

なお、その後の時点で帰還した場合には、上記のとおり、その後の損害は、故郷喪失慰謝料の一類型である故郷変質慰謝料として評価される。

4 本件求釈明「第1，1，(2)の3つ目の項目」(故郷喪失が確定したという主張の法的意義)

「故郷喪失が確定した」という主張の意味は、上記1(4)イおよび上記2に記載した通りである。

なお、故郷喪失が確定する前後を問わず帰還した場合には、故郷喪失慰謝料とは別に、故郷変質慰謝料が新たに発生するのではなく、上記のとおり、その後の損害は、故郷喪失慰謝料の一類型である故郷変質（故郷変質を基礎づける事実①～⑧）の慰謝料として評価される。

5 本件求釈明「第1，1，(2)の4つ目の項目」（避難開始から故郷喪失が確定するまでに生じた精神的苦痛の取り扱い）

前述のとおり、故郷喪失の精神的損害は、避難を開始したときから発生する。したがって、故郷喪失が確定するまでの間の精神的苦痛は、故郷喪失慰謝料に含まれる。

なお、本件求釈明の注4(3頁)は、故郷喪失慰謝料について、故郷喪失の確定時期までに生じた精神的苦痛が3種の慰謝料のいずれに含まれるのか、更に別途のものであるのか明確ではないと指摘する。しかし、まさに注4の冒頭にも記載されているとおり、ここで論じている精神的損害は、故郷喪失慰謝料が対象としている損害であるのは自明である。他方で、避難慰謝料は、故郷喪失慰謝料（ないし故郷変質慰謝料）とは別に、避難行動に伴って発生するものであることも繰り返し述べてきたところである。当然これは、故郷喪失の確定時期という問題とは無関係に、避難開始の時から発生している。

6 本件求釈明「第1，1，(2)の5つ目及び6つ目の項目」

(1) 避難の終期の評価

避難の終期をどのように判断するかについては、帰還する場合と帰還しない場合で異なる評価が必要になる。

いずれの場合でも、①避難の必要性がなくなり、②かつ避難生活を終えたと評価するに足りる相当な期間の経過が必要である。以下それぞれの場合について整理する。

(2) 帰還する場合

この場合は、避難の終期は、①放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されるなど、避難の必要性が解消し、かつ、②帰還後の地域において現実に生活するこ

とが可能な程度に当該地域の状況が復興するに必要な相当期間（以下、「相当期間」という。）が経過した段階で、避難慰謝料支払いの終期に至ると解される。そこでは、慎重かつ柔軟な判断が求められる（準備書面 46・7 頁、50・18 頁以下）。

当該相当期間が経過したかどうかについては、当該地域ごとに主張立証する。また、相当期間が経過しても、避難を終了させることができない原告も存在する。このような原告については、個別の事情について主張立証をおこなう。

（3）帰還しない場合

ア 相当期間及び熟慮期間を確保すべきこと

帰還しない場合には、そもそも帰還が社会通念上不可能とされるべき事態により、故郷喪失と評価される場合と、そこまでには至らないが、帰還を拒否することに合理性が認められる場合⁵がある。

この場合、帰還しない原告らは、避難を終了する際には、まず、帰還が不可能であることが確定したことを受け容れ、あるいは将来政府の避難指示が解除されても自己決定として帰還しないという意思決定を行うことが必要である。故郷に戻れないという事態を受け容れ、意思決定を行うには、相当な時間をかけた事態の把握と熟慮が必要であり、このような熟慮期間を経て、苦渋の選択を行う。その上で新天地を選択し、実際に移住のための準備をし、

⁵ 帰還拒否の権利については、準備書面 50 で総論的に主張したところであるが、帰還拒否の合理性については、避難者を対象とした自治体調査においてあげられている「帰還を拒否する理由」に基づき、医学的、心理学的、社会学的等の観点から、総論的な主張を行う予定である。たとえば、帰還を拒否する理由として、「放射線の影響が不安」との理由があげられているが、これについて、一般人通常人を基準とすれば、事故後 4 年が経過したとしても、放射線の影響を不安に思うことに合理性が認められることを、心理学者の知見をもとに主張立証する予定である。

移住をするというプロセスをたどる。そして、原告らが移住をして、本当に落ち着くのは、現実に定住して、定住先に社会的、精神的に溶け込むための期間を経過した時点であり、このような熟慮期間と、準備・定住のために必要な相当期間の経過により、社会通念上地域生活が現実に可能となったと評価すべきである。したがってこのときに、避難が終了したとみるべきである。

イ 避難の必要性について

また、そもそも帰還拒否を選択しても、生活を再建するに足りるだけの適正な賠償金の支払いを受けられなければ、定住先に移住することは事実上できない。この場合、賠償金を受けられていないという事実は、避難の必要性がまだ継続していることを示している。

さらにいえば賠償金の支払いを受けた者でも、本件事故後における福島県都市部の住宅需要の高まりから、自宅を購入できなかったり、宅地を購入できても建築需要の高まりにより工務店不足で家屋の建築に着手すらできないという事態も起きている。こうした場合も避難の必要が継続しているといえる。

避難の必要性が解消したかどうかは、上記のような個別具体的な事情を考慮して判断すべきである。

ウ 帰還しない場合のまとめ

このように帰還しない場合（帰還拒否を選択した場合を含む）も、①適正な賠償の実現を含めて、避難を継続する必要がなくなり、かつ、②新天地ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実に可能となるための熟慮期間及び相当期間の経過後、避難の終期が到来するというべきである。

（4）本件求釈明「第1，1，（2）の6つ目の項目」（故郷喪失の確定

や住宅についての原状回復がなされた場合の避難終期)

ここでも、故郷喪失が確定しても、当然に避難の終期が到来するものではない。

ア 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料の違い

そもそも、故郷喪失という損害が確定したこと自体は、避難終期に何らの影響も与えない。前述の通り、損害の基礎となる事実が全く異なるからである。

イ 避難の必要性と相当期間

上記のとおり、帰還しないという意思決定を行うための相当な熟慮期間と、現実に定住して社会的、精神的に溶け込むために必要な相当期間の経過が必要であるから、このような段階に至ったときに、社会通念上地域生活が現実に可能となつたと評価すべきである。したがってこのときに、避難が終了したとみるべきである。

ウ 住宅の購入や再取得価格による賠償の影響

さらに、住宅の再取得価格賠償がなされたとしても、それだけで当然に避難終期が到来するものではない。本件求釈明の注5(3頁)は、原告らの「今後の移住先が福島県内においても比較的都市部にならざるをえない」ことを前提に、原告らが住宅用不動産の再取得価格の賠償を求めていることを理由に、こうした内容の賠償がなされれば、それをもって避難終期が到来するのではないかと指摘するが、それだけで避難の終期に至るとは言えないのである。

なぜなら、帰還せず移住することを決断しても、実際に何時、何処に定住するかを決断するには相当の熟慮期間と準備期間が必要であり、賠償がなされればすぐに、避難生活の終了を実現でき

る訳ではない。

また、既述のとおり、被告の賠償金で自宅を購入しようとしても、福島県内の都市部においては、本件事故後、住宅の需要が高まったことにより、宅地の購入ができなかつたり、工務店不足で家屋の建築工事に着手できないなどの理由により、避難生活を継続せざるを得ない者が珍しくない（避難の必要性の存在）。

そして、住宅を購入してそこに住み始めたとしても、避難前の生活・精神状態と同視すべき安定状態に至るためにには、上記のとおり相当な期間が必要である⁶。

なぜなら、住宅を購入して移り住んだ者の中には、高齢や心身状態の悪化などにより、長引く避難生活に耐えきれなくなり、やむを得ず、落ち着き先を見つけるまでの中古住宅をとりあえず購入したという例もある。このような者にとって、住宅購入は避難場所の変更に過ぎないといえる。

このような場合は、避難の必要性が解消されておらず、相当期間も経過していないと考えられる。

このように、住宅の再取得価格賠償がなされた場合においても、①避難を継続する必要がなくなり、かつ、②新天地ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実に可能となるための相当期間（定住先に社会的精神的に溶け込むための相当期間）が経過していない場合には、避難は終了していないと考えられる。

7 避難終期に関する主張立証の予定（求釈明事項第1，1，(3)につ

⁶ 住宅を購入して移住した避難者に対しても、被告は、直ちに慰謝料を打ち切るという対応はしていない。

いて)

(1) 原告ごとの主張・立証

すべての原告について、①口頭弁論終結時の段階で避難を継続する必要がなくなっているかどうか、及び②既に移住先に転居ないし帰還し、若しくは口頭弁論終結時までに移住ないし帰還する見通しである原告については、移住先ないし帰還後の地域において社会通念上地域生活が現実に可能となるための相当期間が経過したかどうかを、陳述書及び本人尋問において個別立証する。

(2) 区域ごとの主張・立証

区域ごとの実情について、①避難指示解除の妥当性、②相当期間の経過の有無ないしその評価の妥当性について、主張立証する予定である。

8 故郷喪失慰謝料と故郷変質慰謝料の金額的内訳について（求釈明事項第1，1，(4)について）

故郷変質慰謝料は故郷喪失慰謝料の一類型であり、内訳を論じる意味はない。原告らは、帰還した原告らについても、通算して2000万円を請求している。

第2 居住用不動産について（求釈明事項第1，2，1つ目の項目について）

1 全損か非全損かの評価について

本件原発事故による原告らが有する不動産そのものの損害の算定に関しては、本件事故により、不動産が長期にわたり使用できなくなる、その後も長期的に価値の毀損が生じるという本件の特殊性を考慮

住用不動産は全損と評価すべきである。

2 方法と時期

(1) 検証

原告らが再三求めているとおり、即時の実施を求める。避難指示がされている区域、解除準備中の区域、すでに解除された区域の全容を五官にて感知することが、本論点におけるもっとも有効な立証手段である。特に、現在避難指示解除準備区域である地域（たとえば、楢葉町）に居住する原告らの尋問の前に実施することが極めて有効であると考えられる。

(2) 帰還状況、復興の進捗、町の空間線量等などの客観的資料

本年 6 月 10 日の期日に尋問が予定されている原告らの居住する双葉町に関しては、6 月 10 日までに提出する。その他の町村についても、期日において尋問される原告らの居住地の状況にかんしては、当該期日までに順次提出する予定である。

(3) 町村の状況を撮影した写真撮影報告書、ビデオ

(2) と同様である。

